

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
平成27年10月27日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 4件

厚生年金保険関係 4件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500154 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1500073 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社 (現在は B 社) における船員保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 50 年 4 月 2 日から昭和 51 年 3 月 22 日まで  
② 昭和 51 年 4 月 17 日から同年 6 月 25 日まで  
③ 昭和 51 年 7 月 21 日から昭和 52 年 6 月 1 日まで  
④ 昭和 52 年 6 月 29 日から昭和 53 年 4 月 21 日まで  
⑤ 昭和 53 年 7 月 20 日から昭和 54 年 3 月 25 日まで

昭和 48 年 10 月 1 日に A 社に入社し、昭和 54 年 8 月 31 日まで継続して在籍していたにもかかわらず、C 国領における D 漁の合弁事業会社 (E 事業所) 船団で乗船していた請求期間について、船員保険の被保険者となっていないため、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

B 社が提出した請求者に係る船員カード及び請求者から提出された退職金計算書によると、請求者は、請求期間において、A 社に継続して在籍していた取扱となっていた。

また、請求者は、昭和 50 年 3 月から昭和 54 年 8 月に退職するまでの期間において、E 事業所の D 漁の合弁事業に従事していた旨陳述しているところ、前述の船員カードによると、「50. 3. 1 F 事業所移籍」と記載されており、請求期間①を含む昭和 50 年 4 月 1 日から昭和 51 年 3 月 22 日までの期間、請求期間②を含む昭和 51 年 4 月 16 日から同年 6 月 28 日までの期間及び請求期間③の大部分を含む昭和 51 年 7 月 20 日から昭和 52 年 5 月 29 日までの期間において、外国船籍と推認できる名称の船舶 (名称は「G No.1」、「G No.2」) に乗り組んでいたことが確認できる上、請求期間④の始期である昭和 52 年 6 月 29 日から外国船籍と推認できる名称の船舶 (名称は「G No.1」) に乗り組んでいたことが確認できる。

しかしながら、B 社は、「G」のように合弁事業の外国船籍の船舶に乗船した場合、法律上、船員保険に加入できないため、請求者の当該船舶の乗船期間については、船員保険に加入していなかったものと考えられ、給与から船員保険料を控除していない旨回答している。

また、請求期間①については、船員法 (昭和 22 年 9 月 1 日 法律第 100 号) 第 1 条、船員法施行規則第 1 条及び船員保険法 (昭和 14 年 4 月 6 日 法律第 73 号) 第 17 条の規定によると、日本船舶、日本法人が所有する船舶、国内各港間のみを航海する船舶等により乗組む船員を船員保険の被保険者とする旨定められているところ、前述のとおり、請求者は、当該期間において、日本国外における合弁事業の外国船籍の船舶により乗組んでいることが推認できることか

ら、船員保険法に定める被保険者としての要件に該当していなかったものと判断できる。

さらに、請求期間①において、請求者と同じ外国船籍の船舶に乗り組んでいたとする同僚の一人は、D漁の合弁事業で当該船舶に乗船していた期間について、船員保険の加入とならない旨了承していたと回答している。

加えて、請求期間②、③、④及び⑤については、「外国法人等に派遣される日本人船員に対する船員保険法の適用について」（昭和51年4月1日 庁保険発第7号社会保険庁医療保険部船員保険課長通知）によると、日本の船舶所有者に使用されている日本人の船員であって外国法人等に派遣される者について、派遣元船主が認定申請を行い、海運局長（当時）が認定した者は予備船員として船員保険の被保険者となる取扱いとされており、請求者は、前述のとおり、昭和50年3月1日付けで外国法人に移籍し、当該期間において、外国船籍の船舶に乗り組んでいたと推認できるところ、B社は、請求者について、認定申請を行ったか不明である旨回答している。

また、請求者から提出のあった給与明細書は、請求期間③以降の期間に係るものと推認できるが、給与から船員保険料を控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が船員保険の被保険者として請求期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500161 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1500074 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 2 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 48 年 8 月 1 日から昭和 49 年 8 月 1 日まで  
昭和 37 年頃から B 事業所に勤め、その会社の取引先であった A 社に昭和 48 年 8 月 1 日付けで転職した。入社当時から厚生年金保険に加入していたはずなので、同社に係る厚生年金保険の資格取得年月日を同日に訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

A 社の代表取締役及び当時の事務担当者、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により請求期間において厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚は、請求者の入社時期を具体的に記憶しておらず、請求者の請求期間における勤務実態をうかがわせる陳述を得ることができない。

また、A 社が提出した請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の控えによると、請求者の同社に係る厚生年金保険被保険者の資格取得年月日は、昭和 49 年 8 月 1 日と記載されている上、同社の取締役は、当時の事務担当者に確認したところ、厚生年金保険に加入させていない従業員の給与から厚生年金保険料を控除していなかったとのことであったと陳述している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州(受)第1500165号

厚生局事案番号 : 九州(厚)第1500075号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所B事業部における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和17年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和36年10月1日から昭和39年7月1日まで

私は、昭和36年10月1日から昭和39年7月1日までの期間において、期間の定めがない臨時職員として、A事業所C事業区(適用事業所名称はA事業所B事業部)に勤務したが、厚生年金保険の記録が確認できない。勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

オンライン記録により、請求期間を含む期間においてA事業所B事業部に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚及び請求者が記憶する同僚に照会したが、請求者の請求期間における勤務実態をうかがわせる陳述を得ることができない上、D事業所は、A事業所から請求者に関する資料が承継されておらず、請求者の勤務状況については不明である旨回答している。

また、D事業所は、A事業所では、臨時雇用員等に対しては、昭和38年10月1日から厚生年金保険への加入が制度化されたと回答しており、オンライン記録によれば、A事業所B事業部は同日に厚生年金保険の適用事業所となったことが確認できることから、請求期間のうち昭和38年9月30日以前の期間は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、D事業所は、前述のとおり、A事業所から請求者に関する資料が承継されておらず、厚生年金保険料の控除の状況は不明であると回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500180 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1500076 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 2 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで

私が保管している A 社の給料明細では、平成 2 年 4 月分から同年 9 月分までの 6 か月分の厚生年金保険料が控除されており、B 社から交付された平成 2 年分給与所得の源泉徴収票の摘要欄に記載された A 社における社会保険料控除額と同社の平成 2 年 4 月分から同年 9 月分までの給料明細の社会保険料控除額の合計額は一致している。

A 社において、厚生年金保険料を 6 か月分控除されているにもかかわらず、同社における厚生年金保険被保険者期間は 5 か月間となっているので、記録の訂正をしてほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者の保管する A 社が発行した全ての給料明細及び B 社が請求者に交付した平成 2 年分給与所得の源泉徴収票により平成 2 年 9 月分の厚生年金保険料が控除されていることが推認できるところ、厚生年金保険法第 81 条第 2 項では、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき徴収するものとする。」とされており、請求期間である平成 2 年 9 月が厚生年金保険の被保険者期間の計算の基礎となる月であることを確認する必要がある。

一方、厚生年金保険の被保険者期間の計算については、厚生年金保険法第 19 条第 1 項では、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、同法第 14 条では、厚生年金保険被保険者の資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされている。

請求者の雇用保険の被保険者記録によれば、A 社における離職日は平成 2 年 9 月 29 日であることが確認できる上、前述の源泉徴収票の摘要欄には、請求者が同日に同社を退職した旨記載されている。

また、請求期間である平成 2 年 9 月 30 日は日曜日であるが、請求者は、A 社において、日曜日に出勤したことはないと陳述している上、請求期間当時の同社の代表取締役は、「日曜日は、原則、出勤日ではなかった。」と陳述している。

これらのことから、請求者が A 社に使用されなくなった日は平成 2 年 9 月 29 日であることが推認でき、その翌日である同年 9 月 30 日が厚生年金保険の資格喪失日となることから、同年 9 月は厚生年金保険の被保険者期間の計算の基礎となる月とはならない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。